

福県医発第2263号(地)

平成20年 3月14日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公印省略)

中間市乳幼児医療費助成制度の拡大について

中間市の乳幼児医療費助成制度において、子育て支援、少子化対策の一環として保護者の経済的な負担を軽減するために、平成20年4月1日診療分より入院外の対象年齢が5歳未満から就学前までに拡大される旨、中間市より別紙のとおりの通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、下記のとおり入院外の医療費の対象年齢が拡大される旨、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

また、中間市管内の医療機関等には、直接文書が送付されますことを申し添えます。

記

【中間市乳幼児医療助成年齢枠拡大の概要】

	改正前(平成20年3月まで)	改正後(平成20年4月以降)
対 象 者	5 歳 未 満	就 学 前 ま で (6歳になった年度の3月31日まで)
実施区分	外来	
助成対象	・ 6歳児(平成14年4月2日以降出生の乳幼児) ※6歳に到達後の3月31日まで。 ・ 中間市に居住し、国民健康保険または社会保険等の健康保険に加入していること。 ・ 重度心身障害者医療費・母子家庭等医療費の受給資格をもたないこと。 ・ 生活保護世帯に属していないこと。	
助成範囲	保険診療にかかる自己負担分 ※ただし、3歳以上の乳幼児については、初診料・往診料等は、自己負担。	

※新しい医療証が各家庭に送付されます。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明
次期担当理事 毛利康茂



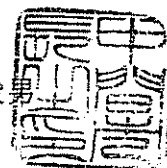
19中保健第880号

平成20年 2月20日

社団法人 福岡県医師会

会長 横倉 義武 様

中間市長 松下 俊男



中間市乳幼児医療費助成制度の拡大について

貴下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本市の医療保健行政および福祉医療事業に格別なご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

このたび本市では、福岡県乳幼児医療費助成制度をさらに充実させ、子育て支援、少子化対策の一環といたしまして、また保護者の経済的な負担を軽減するために市独自の乳幼児医療費助成制度を、平成20年4月1日診療分から入院外の対象年齢を5歳未満児から就学前児童までに拡大して実施することといたしました。

つきましては、この事業の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、この制度の実施方法につきましては、現物支給方式とし、従来の県の制度と同じ取り扱いといたします。この制度を周知していただくため管内の医療機関等には文書を送付させていただく予定でありますので、会員の皆様への周知方よろしくお願い申し上げます。

(公印省略)



事 務 連 絡
平成20年 2月20日

医療機関各位

中間市民生部健康増進課長
(国保医療係)

乳幼児医療費助成制度の拡大に伴う周知ポスター掲示の依頼について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平成20年4月1日から乳幼児医療費支給制度が変更されます。

つきましては、制度変更を周知していただくために、同封のポスターを掲示して下さるようお願いいたします。



中間市の 乳幼児医療費助成制度が 変わります

平成20年4月1日から

入院外（外来）にかかる乳幼児医療費助成の対象年齢を
就学前（6歳になった年度の3月31日）まで
に引き上げます。

これまで、乳幼児医療費の助成対象は入院外については5歳未満でしたが、
平成20年4月1日診療分から6歳到達後の3月31日までに拡大します。

助成対象

- ☆ 6歳児（平成14年4月2日以降出生の乳幼児）
※ 6歳に到達後の3月31日まで。
- ☆ 中間市に居住し、国民健康保険または社会保険等の健康保険に加入していること。
- ☆ 重度心身障害者医療費・母子家庭等医療費の受給資格をもたないこと。
- ☆ 生活保護世帯に属していないこと。

助成の範囲

- ☆ 保険診療にかかる自己負担分
※ ただし3歳以上の乳幼児については、初診料・往診料等は自己負担となります。

医療証

- ☆ 4月1日現在有効の乳幼児医療証をお持ちの方は申請の手続きは必要ありません。
新しい医療証を各家庭に送付します。

問合せ先

中間市役所 健康増進課 国保医療係 電話 093-246-6246